

福岡県公報

平成24年11月2日
第3443号

目次

告示(第1858号-第1880号)

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 2
○基本測量の実施	(県土整備総務課) …………… 2
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 2
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 2
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 3
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○廃川敷地等の発生	(河川課) …………… 3
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 6
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 6

○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 7
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 7
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 7
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 8
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 8

公 告

○養鶏振興法の規定に基づくふ化業者の登録	(畜産課) …………… 8
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(障害者福祉課) …………… 9
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税務課) …………… 9
○電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく聴聞の期日における審理の公開	(工業保安課) …………… 9
○開発行為に関する工事の完了(平成22年11月福岡県告示第1842号)中正誤	…………… 10

正 誤

告 示

福岡県告示第1858号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人豊津小笠原協会
 - (2) 代表者の氏名
川上 義光

(3) 主たる事務所の所在地
京都郡みやこ町豊津2173番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、現代社会の基盤である地域文化・歴史を、先人によって生まれた共有の資産であると考え、その担い手である地域住民からの積極的な保護、活用を図ることによって、地域文化・歴史を活かしたまちづくりを推進し、かつ地域住民の教育の創造に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1859号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年10月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人久留米市民活動支援機構

(2) 代表者の氏名

今村 勲

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市六ツ門町2番地29 ルネッサンス21久留米六ツ門710号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ボランティア及び市民団体の支援を行い、市民活動の健全な発展とまちづくりの推進に寄与すること目的とする。

福岡県告示第1860号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次の

ように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基本測量（精密測地網高度地域基準点測量、新ジオイド・モデル精度評価）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
北九州市、八女市、豊前市	平成24年10月1日から 平成25年2月28日まで

福岡県告示第1861号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区、八幡西区	平成24年10月15日から 平成24年12月25日まで

福岡県告示第1862号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（都市計画図修正）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市の一部	平成24年10月22日から 平成25年3月25日まで

福岡県告示第1863号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量外）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
行橋市、築上郡築上町内	平成24年10月5日から 平成24年11月15日まで

福岡県告示第1864号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鞍手町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（カラー撮影（デジタル航空カメラ）、写真地図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
鞍手町全域	平成24年10月15日から 平成25年3月31日まで

福岡県告示第1865号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡水巻町頃末北三丁目1912番7から1912番10まで（第一工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市若松区南二島一丁目13番35号

二島興業株式会社

代表取締役 二宮徳太郎

福岡県告示第1866号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県久留米県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 河川の名称

筑後川水系山ノ井川

2 廃川敷地等生じた年月日

平成24年11月2日

3 廃川敷地等の位置

久留米市城島町大依字馬洗53番2地先から61番4地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

220.92㎡

福岡県告示第1867号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年10月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 下大利えびすショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県大野城市下大利1丁目216-1ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ダイエー 代表取締役 桑原 道夫 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1ほか16者	株式会社ダイエー 代表取締役 桑原 道夫 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1ほか6者

福岡県告示第1868号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり

公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年10月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 BOOKOFF PLUS福岡前原

(2) 所在地 福岡県糸島市前原東二丁目1番1号

3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
おもちゃ倉庫前原店	BOOKOFF PLUS福岡前原

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
株式会社マキシムジャパン 代表取締役 佐藤 貴雅 福岡県福岡市博多区吉塚一丁目45番7号	ブックオフ福岡株式会社 代表取締役 陣内 拓郎 福岡県福岡市南区向新町2-2-33

福岡県告示第1869号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年10月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 下大利えびすショッピングセンター
(2) 所在地 福岡県大野城市下大利1丁目216-1ほか

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口の数	位置	出入口の数	位置
1	建物東側	2	建物東側及び北東側

福岡県告示第1870号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	一般国道	496号	前	京都郡みやこ町犀川帆柱1071番4先から 京都郡みやこ町犀川帆柱1069番1先まで	10.8 ～ 33.3	286.5
			後	京都郡みやこ町犀川帆柱1071番4先から 京都郡みやこ町犀川帆柱1069番1先まで	10.8 ～ 46.8	

福岡県告示第1871号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	犀川前線	前	京都郡みやこ町犀川帆柱1077番1先から 京都郡みやこ町犀川帆柱1080番1先まで	18.2 ～ 37.0	42.8
			後	京都郡みやこ町犀川帆柱1077番1先から 京都郡みやこ町犀川帆柱1080番1先まで	27.8 ～ 47.0	

福岡県告示第1872号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年11月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯 塚	穂波穂線	嘉麻市西郷84番3先から 嘉麻市貞月473番先まで

福岡県告示第1873号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	宮本川線	前	大川市大字酒見938番2-2先から 大川市大字酒見851番1先まで	5.5 ～ 14.8	207.0
			前	大川市大字酒見938番2-2先から 大川市大字酒見851番1先まで	7.0 ～ 35.0	179.0
			後	大川市大字酒見938番2-2先から 大川市大字酒見851番1先まで	5.5 ～ 23.0	207.0
			後	大川市大字酒見938番2-2先から 大川市大字酒見851番1先まで	9.5 ～ 31.5	179.0

福岡県告示第1874号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糟屋郡篠栗町大字内住字カカクボ3875の9、3870・3873・3875の24（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字栄谷4044の1、4044の2、4045の1・4062の1

（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字カカクボ3870・3873・3875の9・3875の24・字栄谷4044の1・4044の2・4045の1・4062の1（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1875号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

筑紫郡那珂川町大字埋金字坂谷255（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1876号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
筑紫郡那珂川町大字埋金字坂谷258の15、258の20、258の31
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字坂谷258の15、258の20、258の31
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1877号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和47年12月23日農林省告示第2483号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1878号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和47年8月23日農林省告示第1553号
- 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1879号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和51年3月16日農林省告示第241号（1の豊前市に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1880号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年3月15日農林省告示第439号（3及び6に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のようにふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により公示する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	登録業者		ふ化場		登録年月日
	名称	住所	名称	所在地	
24-2	株式会社後藤孵卵場九州営業所	朝倉郡筑前町栗田2680	株式会社後藤孵卵場九州営業所	朝倉郡筑前町栗田2680	平成24年11月1日
24-3	株式会社久留米孵卵場	久留米市御井町字堀ノ上1581の15	株式会社久留米孵卵場基山工場	佐賀県三養基郡基山町長野380-7	平成24年11月1日
24-4	株式会社山形種鶏場	遠賀郡岡垣町中央台二丁目9-16	本社 熊本支店 宮崎支店 鹿児島事業所	遠賀郡岡垣町中央台二丁目9-16 熊本県球磨郡錦町西字松葉1336-5 宮崎県小林市野尻町三ヶ野山2448-1 鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野10542番地1	平成24年11月1日

24-5	株式会社 村田孵化場	久留米市上 津町向野 2228の588	株式会社 村田孵化場	久留米市上津町向 野2228の588	平成24年11月1 日
------	---------------	---------------------------	---------------	-----------------------	----------------

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年福岡県規則第41号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障害者福祉課に備え置きます。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 意見公募手続を実施しなかった理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」の制定による関係法律の改正により、道路関係の構造基準及び特定公園施設の設置基準を条例で定めることとされたことに伴い当然必要とされる規定の整備（福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当）であるため、同条例に定める意見公募を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成24年10月12日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「身体障害者等に対する自動車税及び自動車取得税の減免について」（昭和53年10月31日53税第910号総務部長通達）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

手続を分かりやすくするための申請書様式の修正及び従来から行われていた事務処理を通達上で明確に示すための表現の整理等のため、当該通達の一部改正を行ったものです。

これは、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 通達の改正日

平成24年10月3日

公告

電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第30条第2項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成24年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 不利益処分根拠となる法令の条項

電気工事業の業務の適正化に関する法律第28条第1項第5号

2 聴聞の期日及び場所

平成24年11月26日 午前10時00分

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟7階

商工部会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種 類	同上番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
22・11・22	3187	告示	1842	1		○	2		青柳町字笹川 [○]	青柳町字笹山 [●]